

徳島県告示第百八十九号

徳島県南部総合県民局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 測 量 の 種 類 | 測 量 を す る 地 域 | 測 量 を す る 期 間 |
|-------------|---------------|----------------------------|
| 公共測量（基準点測量） | 阿南市十八女町 | 令和二年三月十六日から 令和二年六月二十日まで |